

令和6年度 八束学園 学校いじめ防止基本方針

学校教育目標
「ふるさとを愛し、人間性豊かで
たくましい学園生の育成」
学園訓 「自立力」
(自立・自律・共生)

【いじめの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

【基本方針】

いじめは、人間として許されない行為であるという認識のもと、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって未然防止・早期発見・早期対応に組織的・計画的に取り組む。

めざす学園生像

- よく考え、進んで学ぶ学園生
- 思いやりの心を持ち、ともに伸びる学園生
- 心身ともに健康で、たくましい学園生

特色ある教育活動

- 人権旬間
- 人権標語づくり
- 人権旬間の授業公開
- ブロック集会
- 終礼時のスピーチ
- メディア学習・講演会
- ブロック活動の充実（期末テスト対策他）
- 縦割り班活動
- 地域行事への参加（体育祭、文化祭、ばたん祭り、公民館行事等）

観察・面接・調査の実施

- 教育相談（各学期）
- アンケートQU
- 学園生会アンケート
- 生活振り返りアンケートおよびメディアトラブルについてのアンケート活用
- 保護者面談・個人懇談・学級懇談

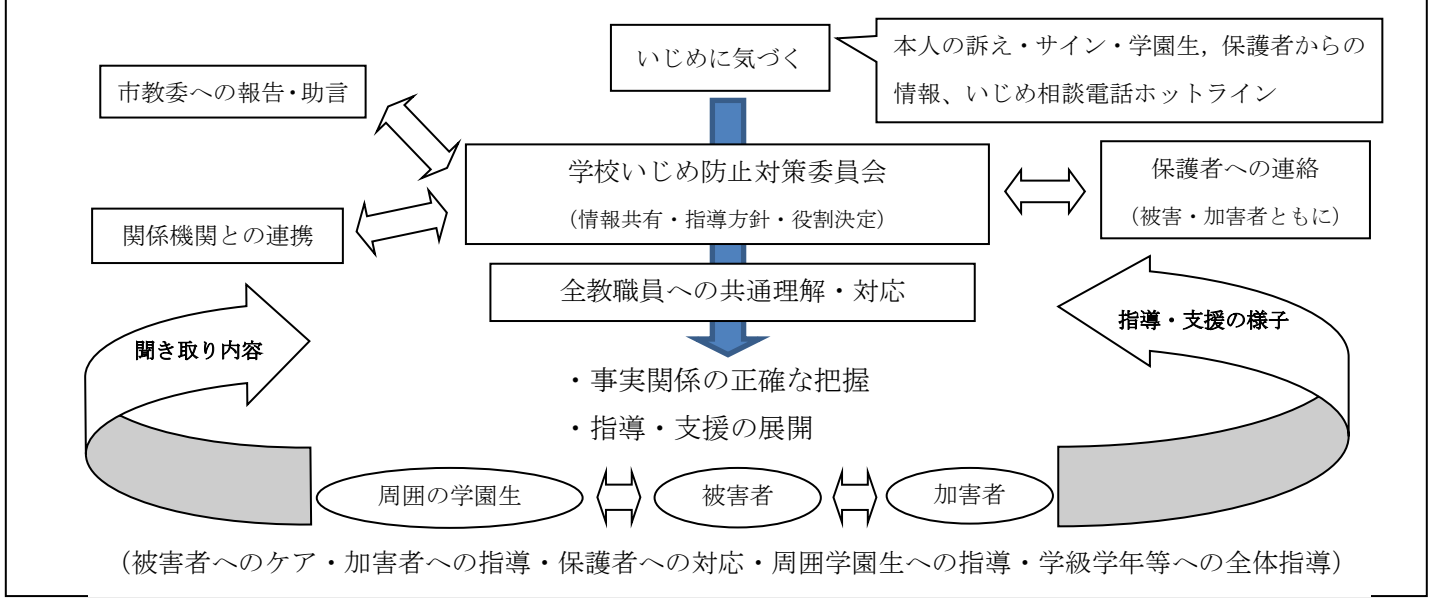
校内体制
(コーディネーター＝教頭)

- 生徒指導体制**
 - ・生徒指導の窓（定期）
 - ・学校いじめ防止対策委員会
校長、教頭、生徒指導主事・主任、担任、ブロック長、養護教諭、人権同和教育主任、教育相談担当、特別支援教育CN、SC、学校運営協議会会長、PTA会長
 - ・校内ケース会議（随時）
 - ・校内サポート会議（随時）
 - ・要保護児童対策地域協議会（随時）
- 教育相談体制**
 - ・教育相談週間
 - ・アンケート分析
 - ・校内ケース会議
- 特別支援教育体制**
 - ・通級指導教室
 - ・諸検査の活用
 - ・エスコ等との連携
 - ・校内ケース会議

年間計画

【早期対応】（いじめが起った時）

被害学園生を守ることを第一に、加害学園生の人格の成長を視野に、毅然とした態度で速やかに組織的に対応する



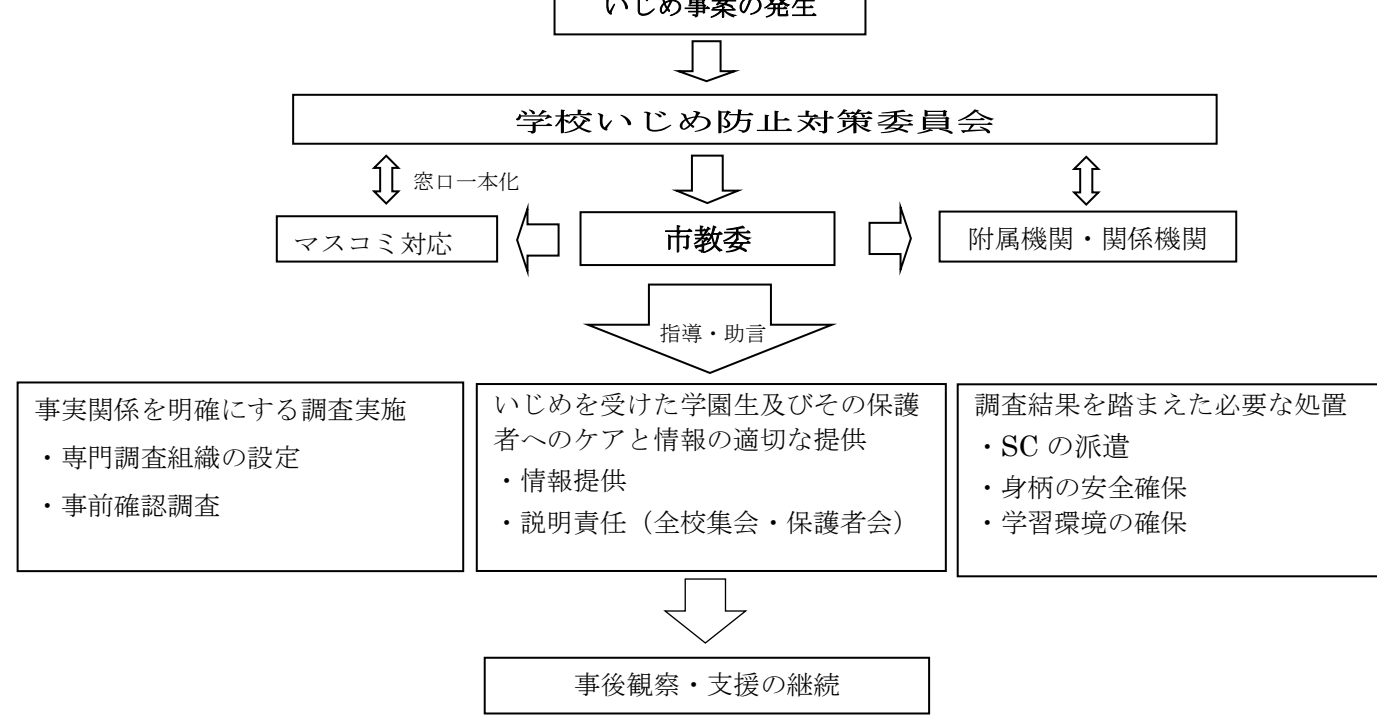
【重大事態への対応】

教育委員会との緊密な連携のもと、学園生の生命・身体、財産を守ることを最優先し、事実関係の把握、関係機関（警察等）との連携を図りつつ事態の収拾を図る

重大事態とは、

- ① いじめにより学園生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより学園生が相当の期間（年間 30 日を目安。一定期間連続しての欠席）欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※学園生、保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、学校にその認識がなくとも、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたること



- PDCA サイクルによる見直し（授業づくり・集団づくり・人間関係づくり）
- 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」を活用した取組の点検と充実
- 「学校評価」による取組の点検と充実

【ネットいじめ・トラブルへの対応】

一度インターネット上にあげた画像、動画等の情報が拡散すると消去することは極めて困難なため、速やかに以下の対応を行う。

学校いじめ防止対策委員会開催

- 書きこみ等の確認
- 書きこみ等の削除→削除確認
- ・管理人への依頼
- ・警察への相談
- ・法務局への相談
- 市教委への相談・報告
- 該当生徒・保護者への支援・指導